

松阪市社会福祉協議会子どもの居場所づくり助成事業要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、松阪市内において、子どもが地域とつながり安心して生活することを目的に、市民団体等が行う地域の子どもたちへの食事や交流、または学習の場を提供する取り組み等をする場合、これに要する経費の一部を助成するものである。

(対象団体)

第2条 助成金の対象となる団体は、松阪市に活動拠点を有し、ボランティア・市民活動等、地域福祉活動の実績のある団体及び活動を始めようとする団体とする。また、政治、宗教、営利活動を目的としないものとする。

(助成対象要件)

第3条 助成対象となる事業要件は次のとおりである。

- (1) 松阪市内において、子どもが地域とつながり安心して生活することを目的に、子どもと一緒に手作りの食事を囲む場や学習の場を提供すること他、交流、遊び体験等の子どもの居場所づくり活動を行うこと。
- (2) 原則として、助成を受けてから、当年度末までに4回程度事業を実施し、継続性を見据えた取り組みであること。
- (3) 必要に応じて各種関係機関と連携をとる等の工夫を行うこと。

(助成申請限度額)

第4条 助成申請限度額は、共同募金配分助成事業予算の範囲内とする。

(助成対象期間)

第5条 助成金を活用できる対象期間は、助成金交付決定日から翌年3月31日とする。ただし、証拠書類等により助成対象となる事業の実施が確認できる場合は、当年度4月1日から助成対象となる事業に要した経費も助成対象とすることができるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付申請をする者（以下「申請者」という）は、様式第1号の交付申請書を社会福祉法人松阪市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - (1) 助成を受けようとする団体の団体概要書
 - (2) 助成を受けようとする事業の事業計画書及び申請団体の収支予算書
 - (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の審査)

第7条 助成金申請が期日までにあった場合、会長は、提出された書類にて申請内容を審査し、助成先、助成額を決定する。

(交付決定)

第8条 審査のうえ適正と認められたときは、助成金交付を決定し、様式第2号の交付決定通知書を申請者に交付するものとし、助成金を交付しないことに決定した時は理由を付して、不交付の旨を通知する。

(助成金の請求)

第9条 前条の交付決定通知書をうけた申請者は、様式第3号の請求書を会長に提出しなければならない。

(助成金の経理)

第10条 助成金の交付を受けた者は、経費の内容を明らかにする簿冊を整理するとともに、その事業の支出に注意し、助成の目的に沿うよう努めなければならない。

(決算の報告)

第 11 条 助成金を受けた者は、その事業が完了した後 1 月以内に、次に掲げる書類を添付し様式第 5 号の事業報告書を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - (1) 実施した事業の事業報告書、収支決算書及び領収書
 - (2) 事業成果物
 - (3) その他会長が必要と認める書類

(助成の取消、返還)

第 12 条 次の各号に該当するときは、会長は既に決定した助成を取消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業計画の事業を実行しないとき。
 - (2) 事業計画の事業に助成された金額を支出しないとき、又はその事業外に支出したとき、若しくはその事業が期限までに完了しないとき。
 - (3) その他この要綱に違反したとき。
- 2 前項の助成金の返還について、団体又は法人にあっては代表者及びその他の役員は、連帯してその責に任じなければならない。

(助成額の変更)

第 13 条 会長は、助成することが決定した後においても助成の目的たる事業の内容が変更したときは、助成金の額を変更することができる。

- 2 前項の内容に変更が生じたときは、申請者は直ちに様式第 4 号の変更申請書を会長に提出しなければならない。

(事業、経理の調査)

第 14 条 会長は、必要あるときは助成を受けた者の事業又は経理の状況を調査し、説明を求めることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

【附 則】

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。